

第6章

推進体制の整備

第6章 推進体制の整備

食育推進計画の推進にあたっては、次の二つの組織において進捗状況の確認や評価、見直しを行い、計画に位置付けた施策の推進を図ります。

(1) 平塚市食育推進会議

平塚市食育推進会議条例に基づき平塚市食育推進会議を設置します。

平塚市食育推進会議は平塚市食育推進計画の作成等について審議し、及びその実施を推進します。

委員は学識経験者、食に関する分野や保育・教育分野、保健分野の団体、公募に応じた市民により構成されています。

(2) 平塚市食育推進計画進行会議

平塚市食育推進会議条例に基づき平塚市食育推進計画進行会議を設置します。

平塚市食育推進計画進行会議は本市の食育の取組みが総合的かつ計画的に推進されているか、進捗状況の報告や確認を行います。

構成員は庁内の関係部署で構成されています。